地域医療機能推進機構 関東地区事務所　職員処遇 （作業療法士）

１．名称・所在地等

事業所名	独立行政法人　地域医療機能推進機構　関東地区事務所	
代表者	関東地区担当理事　　細田　洋一郎	
ＵＲＬ	http://www.jcho.go.jp/chikukanto/	
所在地	〒１０８－００７４　東京都港区高輪３－２２－１２	
	ＴＥＬ　０３－３４４５－０８００	ＦＡＸ　０３－３４４５－４７８２

２．事業概要

地域医療機能推進機構は、平成２６年４月に社会保険病院・厚生年金病院・船員保険病院を統合して設立された、全国５７の病院ネットワークを持つ医療グループです。

病院だけでなく、介護老人保健施設を２６有し、リハビリテーション体制も充実しているため、「急性期医療～回復期リハビリ～介護」のシームレスなサービスを提供できるグループとして、時代の要請に応える使命があります。

関東地区には、１都６県に１６の病院、５の介護老人保健施設があり、地域医療、地域包括ケアの要として地域において必要とされる医療・介護の確保を図り、超高齢社会における多様なニーズに応え、地域住民が安心して暮らせる地域づくりに貢献していきます。

「独立行政法人地域医療機能推進機構の理念」

我ら全国ネットのJCHOは　地域の住民、行政、関係機関と連携し　地域医療の改革を進め　安心して暮らせる地域づくりに貢献します

３．給与等

≪基本給等≫

基本給	
短大卒（３年）	大学卒（４年）
１６９，１００円	１８０，２００円

≪手　当≫

手当名	支給要件
通勤手当	交通機関利用者について５５，０００円まで全額支給　自動車等の場合は片道２km以上から支給（２，０００円～３１，６００円）
住居手当	借家の場合 最高２７，０００円
扶養手当	配偶者１３，０００円、子、父母等は１人につき６，５００円
業績手当	（賞与）年２回（６月・１２月）支給　（４．１ヶ月程度）
地域手当	基本給、扶養手当、役職手当に加算

その他給与規程に基づき支給（超過勤務手当等）

≪昇　給≫

毎年１月１日（昇給額は勤務成績により変動）

４．退職金

退職手当支給規程により６月以上の勤務者に支給

５．社会保険等

健康保険・厚生年金・労災保険・雇用保険

６．勤務時間

１日８時間　１週間４０時間

７．休日

4週8休制　※勤務する病院によります
年次休暇（年間２０日、初年度１５日〔４月採用〕、次年度最大２０日繰越可能）
特別休暇（夏期休暇、結婚休暇、産前産後休暇、病気休暇、介護休暇、忌引等）

８．育児休業・育児短時間制度

有り